

京都市代表団のフィレンツェ市等派遣に係る業務委託 募集要項

京都市代表団のフィレンツェ市（イタリア共和国）等派遣に係る受託業者を公募型プロポーザル方式により選定しますので、受託希望者からの提案を以下のとおり募集します。

1 募集趣旨

京都市代表団が姉妹都市であるフィレンツェ市を訪問し、姉妹都市提携 60 周年の各種記念事業等に出席するに当たり、適切かつ円滑な任務の遂行ができるよう業務委託を行います。

本業務の実施に当たっては、業務の主旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、また急な予定の変更にも対応できる体制が求められるため、手配内容を総合的に審査するプロポーザル方式により相手方を選定します。

＜京都市代表団の訪問概要（予定）＞

訪問人数：計 6 名 ※ 現地で先発隊 2 名が合流予定

訪問期間：令和 7 年 6 月 17 日（火）～6 月 22 日（日） ※日本発着日ベース

訪問先：イタリア共和国 フィレンツェ市、ローマ市

2 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 7 月 21 日まで

3 委託業務の内容（詳細は、別紙「仕様書」のとおり）

（１）添乗員の手配

（２）通訳者の手配

（３）移動手段の手配

（４）通信手段の確保

※ 上記業務委託とは別に、航空券の手配及び宿泊施設の手配

4 予定価格

2,100,000 円（航空券、宿泊費を除く。）

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 上記金額は、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

5 参加資格

以下の全ての要件を満たす者とします。

（１）旅行取扱業務全般について全国規模で営業活動を展開している者

（２）京都市内に本社又は事業所を有する者

（３）一般社団法人日本旅行業協会又はこれに準じる団体の会員

（４）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

※ 上記（４）に該当しない場合は、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

- ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 京都市の市税を滞納していないこと。
 - エ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

6 資料の提出

(1) 提出資料

- ア 参加資格（5 の（1）～（5））を証する書類
- イ 業務委託仕様書の内容を盛り込んだ提案書

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 5 時まで

(3) 提出方法及び提出先

上記期日までに、下記メールアドレス宛て電子データで提出してください。

kokusai@city.kyoto.lg.jp

なお、提出後、別途個別ヒアリングを実施する予定です。

(4) 注意事項等

- ア 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- イ 提出物は、提出者に返却しません。
- ウ 提出物について、本市は審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。
- エ 本市から提供した文書及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止します。

7 審査

(1) 審査方法

提出資料を基に、選定委員会において審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

審査は、以下の審査基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。応募事業者が 1 事業者のみであっても、審査を実施することとしますが、合計点が 45 点（配点合計 75 点）を下回るときは、受託候補者として選定しません。

なお、合計点の最も高い事業者が 2 社以上になった場合は、選定委員長がそのいずれかを受託候補者に選定します。

<審査基準>

選定基準		評価	配点
(1) 内 容 評 価	①添乗員及び通訳のレベル（語学能力・国際 儀礼の習熟度等）は安心できるものか（配 点：10）	優れている。	10 点
		満足できる。	8 点
		平均的である。	6 点
		物足りなさを感じる。	4 点
		不安がある。	2 点
	②手配内容及び現地での緊急事態への対応 体制は整っているか（配点：10）	優れている。	10 点
		満足できる。	8 点
		平均的である。	6 点
		物足りなさを感じる。	4 点
		不安がある。	2 点
(2) 見積金額評価（配点：5）		最低価格 5 点、次点で最低価格との差が 5%未満の場合 4 点、5%以上 10%未満の 場合 3 点、10%以上の場合 1 点	
合計		25 点（選定委員 3 名の合計得点で審査）	

8 審査結果の通知、公表

審査後速やかに、選定結果を全応募事業者に文書で通知します。また、受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者、評価点及びその他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表します。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行います。

10 その他

本事業は令和 7 年度予算による事業につき、本事業に係る予算が成立しなかった場合、事業が中止となることがあります。この場合において、本件業務のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者はその費用を京都市に請求することはできません。

11 問合せ先

京都市総合企画局国際交流・共生推進室（担当：岡本、城戸）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
電 話：075-222-3072
F A X：075-222-3055
E-mail：kokusai@city.kyoto.lg.jp